

はつらつポイントが、
とうやコインに変わります!!

みんなで広げよう とうやコイン



～地域たすけあい はつらつボランティアコイン～

「はつらつコイン」

洞爺湖町ボランティアセンターで行なっている、はつらつポイント事業は令和8年から、はつらつボランティアコイン事業へと変わります。

黄色い手帳に押印されていた「はつらつポイント」が、「はつらつボランティアコイン（とうやコイン）」となります。

対象となるボランティア活動は、今までと変わりなく下記のとおりです。

- ① 地域サロンなどの集いの場の担い手
- ② 介護施設等での慰問・傾聴・余暇活動の支援活動
- ③ 自治会活動においての声かけ・見守り活動
- ④ ボランティア連絡協議会・日赤奉仕団活動（謝礼の発生していないもの）
- ⑤ 社会福祉協議会が運営する活動
- ⑥ その他、ボランティアセンター運営委員会が認めた活動



この機会に、新たにボランティア活動を始めてみようかなと思われる方は、お気軽にお問い合わせください。また、町内の介護施設、事業所等でボランティアの受け入れを希望される場合も、お気軽にお問い合わせください。

詳しくは裏面へ



はつらつボランティアコイン（通称：はつらつコイン）とは、ボランティア活動を通じて、地域貢献することを積極的に奨励し、社会参加を通じて介護予防並びに生きがいづくりを推進することを目的に、町内において町民であるボランティアが行った活動（コイン対象活動）の実績に基づき、洞爺湖町地域通貨「とうやコイン」を付与する事業活動です。

～地域のために・自分のために～ やってみようよボランティア活動！

登録の手順・流れ

スマートフォンで「とうやコイン」会員登録または、役場窓口でとうやコインカードを作成します。



『はつらつコイン事業活動登録申請書』を記入します。



団体での活動（社協が実施主体の活動は除外）を行なう場合は、代表者を決めて『はつらつコイン事業活動予定者名簿』を記入し、毎年度初めに社協へ提出します。

※ボランティア活動保険の加入を希望される団体は、合わせてお申込みください。



活動実施



活動終了後『はつらつコイン事業活動報告書』を、翌月5日までに社協へ提出します。（厳守）



翌月末までに、各活動者へコインを付与します。

活動したボランティアコインの寄付を希望する場合は、『はつらつコイン事業「とうやコイン」寄付申出書』を社協へ提出します。

スマートフォンではメールアドレスとパスワードの設定が必要です



申請用紙は社協ホームページ及び事務所に設置しています



コインについて

1時間以上のボランティア活動に200コイン

1日の付与上限は200コイン

年間の付与上限はありません



お問合せ先

洞爺湖町社会福祉協議会

ボランティアセンター（事務局）

洞爺湖町栄町63番地1

健康福祉センターさわやか内

電話：0142-76-4363

FAX：0142-76-4368